

学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

氏 名 (男・女)

生年月日 平成 年 月 日 生まれ

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第 1 種感染症 () [治癒]

第 2 種感染症 インフルエンザ (A 型・B 型) 発症した後 (発熱の翌日を 1 日目として) 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日 (ただし幼児は 3 日) を経過するまで

 麻疹 [解熱後 3 日経過] 風疹 [発疹消失] 水痘 [すべての発疹の痂皮化] 咽頭結膜熱 [主要症状消褪後 2 日経過] 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと 5 日経過し かつ全身状態が良好] 百日咳 [特有の咳が消失 または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了] 結核 [感染のおそれなし] 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]第 3 種感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎[感染のおそれなし] 腸管出血性大腸菌感染症 (*) (* 便の細菌培養において 2 回陰性が確認されたものとするのが一般的である。 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス

◆ 第 3 種その他の感染症 [①～④は、出席停止により感染拡大防止効果があるもの]

 ① A 群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (溶連菌感染症) ② アデノウイルス感染症 ③ 感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの) ④ 急性細気管支炎 (主として RS ウイルス感染によると考えられるもの)

[その他、個人の療養効果を重視した感染症]

マイコプラズマ感染症/異型肺炎・単純ヘルペス歯肉口内炎・带状疱疹・()

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便

この 24 時間以内に複数回の嘔吐

原因不明の発しん

よだれを伴う口内痛・口内炎

発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳漱

唾液腺の腫大

〔 その他の意見: 〕

平成 年 月 日

医療機関名:

診察医師 (診察した医師に限る):